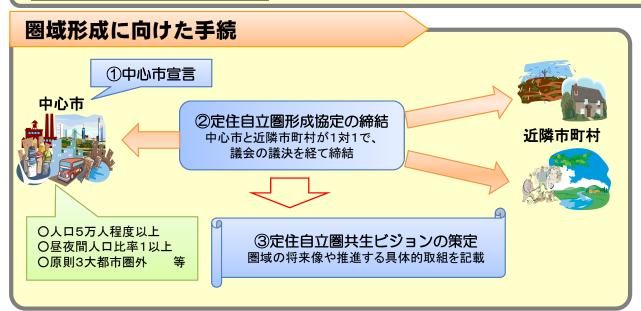
「定住自立圏構想」の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、<u>圏域全体として必要な生活機能等を確保する</u> 「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

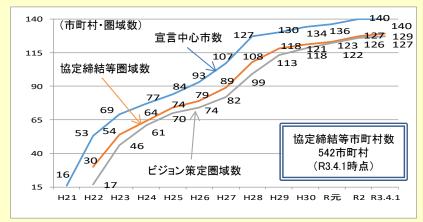
【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化(休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等)
- ②結びつきやネットワークの強化(デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化(合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R3.4.1現在 129圏域)



※R2以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充) (中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)) (近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置

等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想 推進のための関係各省による事業の優先採択